

川こ政発第761号  
令和6年2月16日

一般社団法人 埼玉県薬剤師会  
会長 齊藤 祐次 様

川越市長 川 合 善 明  
( 公 印 省 略 )

### 川越市子ども医療費支給事業に係る対象年齢等拡大について（依頼）

日頃より、本市の福祉医療行政におきまして、御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、川越市子ども医療費支給事業につきまして、こどもの保健の向上と福祉の増進を図る等の観点から、令和6年4月診療分から入院・通院ともに対象年齢を18歳年度末まで拡大する等の制度改正を実施いたします。

改正の概要につきましては、下記のとおりとなりますので、貴会々員の皆様へ御周知くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 主な改正点

- ① 入院・通院ともに対象年齢を15歳年度末から18歳年度末まで拡大
- ② こどもが他市に進学等で転出した場合でも保護者が市内在住でこどもの転出先で医療費の支給制度がない場合は、引き続き川越市子ども医療費の対象となる

##### 2 実施時期

令和6年4月診療分から

##### 3 受給資格証について

- ① 有効期間が18歳年度末までの受給資格証は令和6年3月中旬に対象者へ送付予定です。

- ② 令和6年4月1日からは、有効期間が18歳年度末までの受給資格証をご利用いただきます。
- ③ 令和5年度において高校1,2年生相当(平成20年4月2日から平成18年4月1日の間生まれ)のお子様は令和6年4月1日診療分から支給対象となります。令和6年3月31日以前の診療分は支給対象となりませんのでご注意ください。

川越市子ども医療費受給資格証		県内現物	
公費負担番号	8 1 1 1 0 0 1 7	受給者番号	
対象となる住所			
フリガナ			
氏名			
生年月日			
保護者氏名			
有効期間			
自己負担金	なし	食事療養費	支給対象外
現物給付対象保険医療機関	埼玉県内保険医療機関		
現物給付限度額	月額21,000円未満(入院・通院)		
令和 年 月 日 交付 川越市長 印			

### 変更ポイント

有効期間の終期が18歳に達する日以降の最初の3月31日までとなります。

※受給資格証の様式(色を含む)及び受給者番号は変更しておりません。

## 4 制度周知用ポスターの掲示

制度周知用ポスターを作成しており、川越市内の医療機関や薬局をはじめ、市民センターなど、市民の目にとまるような場所に掲示の御協力をお願いしているところです。

また、市の広報、ホームページ、SNS等でも広く周知いたします。

### 【問い合わせ】

川越市役所 子ども政策課 子ども給付担当

電話 049-224-6278 (直通)